

市民の会は、広く市民の総意を結集し、青少年の健全育成及び非行防止を図ることを目的とした団体です。会員は市民の皆さんです。青少年健全育成に関係する機関・団体と連携して事業を推進しています。

市郷育推進課 ☎62・5078

■市民の会の事業

①啓発・広報及び会議

・家庭と地域は健全育成の基礎となります。市民の会では、家庭の日と地域の日を制定し、PRしています。

・生活リズムの向上などを目的に、のぼりを市の公共施設に掲げています。

②地域の子どもは地域で育てる運動

・モデル子ども会の活動を充実させるために、さまざまな支援を行っています。

・津屋崎小学校や畦町子ども会の子ども山笠、勝浦小学校の形浄瑠璃など、伝統的な文化を継承する活動を支援しています。

③子ども生活リズム向上及び家庭教育の向上

・「ノーテレビ・ノーゲームチャレンジ」として、年に2回、保

育園と幼稚園、小・中学校にチャレンジシートを配布し、その結果を集計しています。

・規範意識向上のため、中学校のボランティア活動や挨拶運動推進の支援をしています。

・「早寝・早起き・朝ごはん運動」を推奨するために、リーフレットを子どもたちに配布しています。

・家庭教育の充実のため、年2回、市内の小・中学校10校のPTAが集い、情報交換会議を行っています。

④青少年の非行・被害防止

・警察や青少年指導員会と連携し、6回の役員会、2回の定例会を行っています。

・有害図書類の販売状況と刃物・携帯電話の販売の調査を行っています。

・青少年の非行・被害防止や青



▲福間東中学校の発表



▲オープニングを飾ったバレエの披露



▲福津市を訪れた松本市訪問団

日時 平成30年2月25日(日)
場所 市中央公民館

■会計報告

市民の会は、青少年のつどいにおける寄付、市・県の補助金で運営しています。平成28年度の決算と平成29年度の予算については、6月9日に行われた理事会で承認、決定されました。詳しくは、市公式ホームページまたは市郷育推進課をご覧ください。

！あなたは大丈夫？身近な消費者トラブル

「還付金詐欺や悪質商法なんて、ニュースの中の話で私には関係ない」と思っていませんか。あなたを狙う魔の手口は、ある日突然やってきます。さまざまな手口の被害に遭わないためにも、ご家族で振り返っていただくきっかけとして、市の消費生活相談の事例を紹介します。

事例1 市役所を名乗る還付金詐欺

「市役所の〇〇です。28,037円の還付金があるので、通帳とキャッシュカード、身分証明書を持って銀行に行ってください。」こんな電話がかかってきましたが、本当ですか？」

このような問い合わせが市民から市保険年金医療課に寄せられています。特に注意してほしいのは「市役所の〇〇」と具体的に名乗っていることです。市役所と名乗り安心感を与え、金融情報などを聞き出そうとしているのです。

仮に市からの給付金などが発生していても、電話で案内することはありません。また、ATMの操作を依頼することも決してありません。内容に不審な点があるときは、氏名や口座情報、家族構成などの個人情報を教えないようにご注意ください。



事例2 「来場者にプレゼント」を目当てに通っていたら、気がつけば高額契約に

粗品がもらえることや、日用品を安く購入できることなどのお得感から店に通い、最終的には高額な商品を次々に勧められ契約してしまうことがあります。断っても、「あなたのために勧めている」などと思いやるような言葉で説得されてしまった、販売員と親しくなるとい契約してしまった、などの事例が報告されています。この事例は高齢者を狙うものが多く、無料やプレゼントなどに誘われ、安易に店に近づかないことが大切です。

しかし、高齢の方は会場に足を運ぶことを楽しみにしていることもあります。その背景には、日常的な寂しさ、健康不安などがあるとされています。ご家族の方は店に出向いた事情を察し、接していくことも大切です。



事例3 コンビニでプリペイドカードを購入させる詐欺に注意

大手企業名で「有料動画閲覧の未納料金がある」と支払いを強要する架空請求のメールに関する相談が急増しています。「本日に支払わなければ法的措置を取る」などと不安をあおり、連絡先に電話をすると「コンビニで5万円分のプリペイドカード(ネット通販やゲームなどに利用できる電子マネー)を購入してカードの番号をメールで送るよう」という指示をします。請求内容に覚えがなければ絶対に連絡してはいけません。連絡してしまうと、個人情報が業者に伝わり、次々と請求を受けることになります。

また、他人から指示されてプリペイドカードを購入したり、そのカードの番号を伝えたりしてはいけません。カードの番号を伝えると、そのカード自体の価値を相手に譲ってしまうことになります。もしも、トラブルになった場合には、カードを購入したことを証明できるレシートを手元に準備して、すぐにカードの発行会社に連絡してください。



困ったときはご相談ください

各消費生活相談窓口では消費生活に関するさまざまな相談を受け付けています。相談は無料です。秘密は固く守られますのでお気軽にご相談ください。

市消費生活相談窓口 ☎43・8106
日時 毎週月曜・水曜・金曜日(閉庁日は除く) / 9:00 ~ 16:00
県消費生活センター ☎092・632・0999
日時 月曜~金曜日 / 9:00 ~ 16:30、日曜日 / 10:00 ~ 16:00 ※祝日は除く

